

第 8 1 6 回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成 2 3 年 5 月 1 7 日（火）午後 1 時 3 0 分から
場 所：県行政庁舎 1 6 階 教育委員会会議室

1 出 席 点 呼

2 開 会 宣 言

3 第 8 1 5 回教育委員会会議録の承認について

4 第 8 1 6 回教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告（一般事務報告）

（1）東日本大震災について

（2）宮城県教育復興懇話会の開催について

（教 育 企 画 室）

6 専決処分報告

教育功績者表彰について

（教 職 員 課）

7 議 事

第 1 号議案 障害児就学指導審議会委員及び専門委員の人事について

（特別支援教育室）

第 2 号議案 高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について

（高 校 教 育 課）

8 課長報告等

（1）平成 2 3 年度宮城県公立高等学校入学者選抜の結果について

（高 校 教 育 課）

（2）平成 2 3 年 3 月高等学校卒業者の就職内定状況（4 月末現在）について

（高 校 教 育 課）

（3）福島第一原子力発電所事故に伴う校舎・校庭等の利用について

（ス ポ ー ツ 健 康 課）

9 次回教育委員会の開催日程について

10 閉 会 宣 言

第 8 1 6 回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成 2 3 年 5 月 1 7 日 (火) 午後 1 時 3 0 分から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 大村委員長, 佐々木委員, 勅使瓦委員, 佐竹委員, 小林教育長 (青木委員欠席)

4 説明のため出席した者

大内理事兼教育次長, 高橋教育次長, 吉田総務課長, 鈴木教育企画室長, 菅原福利課長, 後藤教職員課長, 熊野義務教育課長, 佐々木特別支援教育室長, 氏家高校教育課長, 雫石施設整備課長, 山内スポーツ健康課長, 西條参事兼生涯学習課長, 後藤文化財保護課長外

- 5 開 会 午後 1 時 3 0 分

6 第 8 1 5 回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第 8 1 6 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 佐々木委員及び佐竹委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 教育長報告

(1) 東日本大震災について

(説明者: 教育長)

東日本大震災について, 昨日現在の被害状況と, これまでの対応状況並びに今後の取組について, 前回委員会でを行った報告から変更のあった点を中心に御報告申し上げます。

まず, 1 「被害状況について」, 昨日現在の (1) 人的被害は, 公立学校幼稚園の幼児・児童・生徒の死亡者が 2 9 4 人であり, 安否不明者との合計は 3 5 9 人となっている。(2) 施設被害については, 公立学校施設で約 7 4 4 億円, 社会教育施設で約 2 8 2 億円, 合計で約 1, 0 2 6 億円となっている。今後, 文化財施設等の被害額が明らかになってくれば, さらに大きな被害額になることが見込まれるものである。(3) 県立学校等への避難状況については, 昨日現在で, 県立高校等 7 施設が避難所となっており, 1, 0 9 0 人ほどの避難者が入っている。前回報告時から 4 校の避難所が閉鎖し, 避難者も約半分となる 1, 0 8 0 人ほど減少しているものである。

2 「県立学校について」, まず, (1) ①県立高校でのこれまでの取組と対応について, イ, ほとんどの高校が 4 月 2 1 日に始業式と入学式を実施しているものである。ニ, 雇用確保のための対策として, 今年度から新たに就職支援推進員を 1 0 校に配置し就職支援に当たるとともに, 他の県立高校にキャリアアドバイザー等を配置している。さらに, 就職未内定者及び就職内定取り消しを受けた卒業生を, 直接, 県立学校等で臨時職員として採用するとともに, 震災の被災者向け求人情報を提供しているところである。②今後の支援策については, ロ, 生徒の心のケアとしてスクールカウンセラーの派遣回数を上積みするほか, 被害の大きかった地区の 1 7 校には, さらに手厚くカウンセラーを派遣することとしているものである。ハ, 4 月 1 日に開設した被災者教育相談フリーダイヤルに関しては, 5 月 1 5 日までに 3 2 0 人の方から相談が寄せられており, 就学支援や転学に関する相談が多い状況となっているものである。③学校再開に向けた取組につい

て、他校を間借りするなどして再開した学校として、新たに石巻市立女子商業高校が、石巻西高校、石巻商業高校、石巻市立女子高校の3校に分かれて授業を再開しているところである。なお、遠隔地から通学している生徒への対応として、他校の寮や柔道場を利用するなどの措置を講じている。次に、(2) 県立特別支援学校について、①学校の再開については、石巻支援学校が5月12日に、それ以外は4月21日に再開しているところである。学校運営においては、避難所にいる児童生徒に配慮したスクールバスの運行経路の変更や、食材調達先の被災による簡易給食等の実施など、弾力的に対応しているものである。②児童生徒の支援について、公共交通機関で通学できない生徒については、寄宿舎の一時利用を実施しているほか、保護者の送迎が困難な児童生徒については、地域ボランティアの協力を受けているほか、スクールカウンセラーの派遣を準備しているところである。

続いて、3「市町村立学校について」、(1) 児童生徒の心のケアについては、スクールカウンセラー62人を小中学校や避難所等に緊急派遣してきたものであるが、引き続き7月末まで派遣することとしている。また、こうしたノウハウに関する教員向けの研修会を実施することとしている。(5) 被災者教育相談フリーダイヤルの開設については、5月15日までに244人の方から相談が寄せられており、小中学校に関しても、転学や就学支援に関する相談が多い状況となっているものである。

4「甚大な被害を受けた沿岸部の学校に係る人的支援について」、(1) 教職員の加配要望については、県全体として教職員の追加的な配置が必要であることから国に対して要望していたところ、義務教育諸学校で216名、高等学校で17名の加配が認められたものである。(2) は、具体的な各学校への追加配置についてであり、東京都から68人の教員派遣を受け入れて、5月9日以降、各学校に配置を行っている。そのほかでは、臨時講師を募集しており、県内外から多数の応募を受け、現在、その任用配置に向けて準備を進めているところである。(4) 緊急学校支援員の配置については、昨日現在で43人を任用しているものである。

5「学校以外の教育関係施設等について」、(1) 社会体育施設、①県立施設では、特に総合運動公園の宮城スタジアムと総合プールで大きな被害があったほか、第二総合運動場、宮城球場、仙南総合プール等において被害が発生している。②市町村立施設についても同様の状況であり、被害報告は31市町村に及んでいるものである。(2) 社会教育施設、①県立施設については、蔵王自然の家が5月1日から再開、美術館は佐藤忠良記念館が5月1日から再開、本館の常設展示が7月上旬再開予定、図書館は5月13日に再開、東北歴史博物館は4月26日にそれぞれ再開しているところである。(3) 文化財保護、①指定文化財については、被害の概要把握がほぼ終了し、今後は、詳細な被害状況の調査を基に、修理・修復に向けた調整等を行っていくものである。②埋蔵文化財の取り扱いについては、文化庁が示した基本原則に基づき、弾力的な運用を図ることとしている。③特別名勝松島については、復興に伴う現状変更の許可手続きについて、弾力的な運用と迅速化が図られるよう国に要望しており、有識者・関係自治体の首長等からなる会議を設置し、震災復興と保存管理の調和を図るための検討を進めていくこととしている。

6「学校再開に向けた取組について」、(1) 転校・転学については、県立高校の第1回目の転入学考査を4月12日から20日までの期間、各県立高校で実施したところであるが、引き続き5月から7月まで月1回各学校で実施する予定となっているものである。(2) 通学手段の確保について、JR等の不通により通学が困難な地域に関し、関係機関との調整や鉄道・バス事業者への要請を行ってきたところ、JR代行バスの運行や路線バスの増便が図られているものである。また、校舎移転により移動を余儀なくされた県立高校4校の生徒については、バスによる送迎で通学手段を確保しているところである。(3) 被災した教職員に対する総合的な支援については、被災した教職員の住居として既存の教職員宿舎の提供を行っている。

7「他都道府県及び文部科学省からの支援について」、(3) 文部科学省からの支援については、4月20日と5月11日に高木文部科学大臣をはじめ幹部職員と文教環境の復旧・復興に関する意見交換を実施しているが、今後も具体的な要望を行っていきたいと考えている。文部科学省からは、国の第1次補正予算への反映をはじめとして、職員の派遣、教職員定数の加配、特別名勝松島の取り扱いなど、迅速かつ柔軟な支援をいただいているところである。なお、国の第1次補正予算では、各校種に応じた子どもたちに対する就学

支援策が盛り込まれたことから、実施要項等が示されれば、それに則した具体的な対応を行いたいと考えているところである。

最後に8「その他の事項」として、教育広報について、毎年、保護者向けの「ぷらねっと」という広報誌を年4回ほど発行しているが、今回、臨時号として紙媒体で発行し、関連情報を提供したところである。今後もホームページをはじめとして、随時情報提供に努めていくものである。

以上、震災から2ヶ月余り経過した、現時点での状況について報告申し上げたところであるが、前回の報告以降から大きく変化があった部分としては、全ての学校で授業が再開されたということである。しかしながら、他の学校を間借りしての授業や、遠距離通学を余儀なくされるなど、まだまだ大変な状況であり、また、約1カ月遅れて始業したため、年間の授業時数の確保など、課題も山積している状況にある。次の段階としては、本格的な復興に向け、国、県、市町村において復興計画を策定している中で、教育の位置づけをしっかりと見定めていくことが必要である。今後も、一つ一つ着実に対応していきたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

勅使瓦委員 県立学校等への避難状況について、前回委員会の説明時点から、避難者が約半数になったということであるが、その1,080名の人たちはどのようにされているのか。
仮設住宅の建設がすすまないという状況で、仮設住宅に入居できたのか、あるいは県立学校以外の避難所に移動したものであるのか伺いたい。県立学校以外の避難所に避難されて減っていったのか。

教 育 長 各市町村によって若干の状況相違があると思うが、その要因には、大きく2つあり、1つには完成した応急仮設住宅への入居、もう1つには、避難所の集約ということで、他の避難所に移動したというものであると考える。

委 員 長 関連する話となるが、昨日、いくつかの被災地を見てきた。既に高校の校庭に仮設住宅が完成しているところ、あるいは急ピッチで建設中のところもある。それを見ていると、「学校」が従来の形に戻って教育を行うということは、相当大変であり、長期的な視点に立って考えていかなければならないと感じた。

仮設住宅は、詰め込むような感じで校庭に建設している。建築屋の立場から考えると、火災等のことが心配である。本来であれば、住宅間のスペースはもう少し空けたほうがいいのであるが、そうしてしまうと住宅戸数が少なくなってしまうということで、悩ましい状況にあると思われた。

勅使瓦委員 人的支援について、今回、233名の教員の追加配置ができることになったとのことである。東京都教育委員会からの応援が68名、退職者等からの応援が43名で、ここで約110名となるが、残り120名ほどが不足し、臨時講師の募集ということになると思うが、この臨時講師の募集から学校への配置までの流れを教えてください。

また、この臨時講師の通勤方法という部分について、どのような考え方であるのか伺いたい。

教 職 員 課 長 今回の震災を受けた教員定数の加配については、小中学校と高校を合わせ233名であるが、東京都教委からの現職教員68名の派遣に加え、県内外から、臨時講師の申出を多数受けており、順次その配置を進めているところである。現在、必要な教員の充足まで、残り30名ほどとなっており、文部科学省からの支援の呼びかけを受け、東京都以外の県からも現職教員の派遣申出が多数来ていることから、その目途が立ってきたという状況である。

なお、緊急学校支援員については、授業を担うということではなく、震災からの復興という部分で、学校業務をサポートしてもらうというものである。

他県からの派遣教員の通勤については、「住むところ」をどのようにするのかという

ことが、大きな課題であると考えている。現在は、住居の確保が可能なところを中心に賃貸借アパートでの対応となっている。教員の追加配置については、子どもたちが被災地の沿岸部から内陸部へと移っているという部分もあることから、被害の大きかった沿岸部に限らず、内陸部の学校においても実施しており、他県からの派遣教員については、そこでの対応というケースも多い。

今後とも、他県からの教員派遣等を受けていく中で、遠距離通勤が可能であるとか、他県からの派遣教員を内陸部に配置し、沿岸部に自宅等のある教員をその沿岸部に配置するなどについても視野に入れ、総合的に考えていきたい。

佐々木委員 先生方については、今回、24時間体制で避難所の運営に尽力し、心身ともに非常に大変であったと思う。そしていま、新学期の色々な業務に当たっており、無理が重なっている先生方が多いのではないかと思われる。

このような人員の補充があったということで、例えば、交代で順番に休みを取得してもらう、時間的な余裕を取ってもらうというような何かの配慮を考えてみてはいかがだろうか。

教職員課長 震災後、不眠不休で業務に当たっていた教職員は多数おり、私自身、学校現場を見てきて感じたところは、教職員には相当な疲労が蓄積しているということで、心配をしている。幸いにも、この5月のゴールデンウィーク期間に、多くの教職員が休息を取ることができたということを知っており、一安心したところではあるが、例年になく身体的な疲労等を抱えた状況である。加配があったという点も含めて、今後、校長会等の場を通じ、教職員の健康面での配慮や、休暇を順番に取得するといったことについて、声かけをしていきたいと考えている。

佐々木委員 いまはどこでも、「頑張ろう 宮城!」「頑張ろう 東北!」「頑張ろう 仙台!」となっており、先生方も頑張らなくてはいけないということで、負荷がかかりすぎることを心配している。先生が、本来の姿で仕事が行える状態を取り戻すためにも、本人の申請による休暇ではなく、十分な休養を取ることができるような仕組みについて配慮をお願いしたい。

教育長 どのような場合にも言えることであるが、「人間」というのは緊張が続きすぎると、問題が生じてくるケースが多々あるものであり、随時、必要な休養は取るべきであると考えている。学校ごとに、業務の状況を勘案しながら交代で休みを取るということも、管理職として配慮が必要なことであり、県教委としても促していきたいと思うものである。

委員 長 教職員が自分から「休みます。」とは言いにくい部分があると思われる。例えば、民間では、5月の連休の時に、バスを借り上げて被災者を温泉に連れて行って一泊してくるという企画を行ったボランティア団体があった。そういった活動とうまく連携して、子どもの心の傷についてだけではなく、子どもに関わる教職員の疲労などについても是非配慮をお願いしたい。全てを予算という枠で考えるのではなく、ボランティアな活動や支援などを幅広く見て、よろしく願いしたいということである。

佐竹委員 スクールカウンセラーの配置について、長期にわたり回数を増やすということであるが、この震災に当たって、メンタル的な通院や入院が必要な児童、生徒、教職員の報告というのは出てきているのか。

高校教育課長 4月20日以降、学校が再開しており、5月の連休明けから、各学校では面談等により色々な状況調査を行っているところである。通常であれば、その報告は、随時提出されてくるものであるが、震災後でもあり、1件ごとの報告が提出される状況にはなっていない。生徒の欠席については、学校で把握しているものの、長期入院に関しての報告

をその都度受けるということにはなっていない。しかしながら、今回、5月中に面接調査を行い、5月1日現在での生徒在籍数を集計しようという状況であり、6月にその報告が出てくれば、その部分の実態把握が進むのではないかと考えている。

佐竹委員 現時点では、現場のスクールカウンセラーとの情報交換等の流れが出来上がっていない状況にあるということであるのか。

高校教育課長 緊急支援ということで、スクールカウンセラーの手厚い配置や派遣が始まったばかりであり、学校内での連絡調整の関係がスタートしたところである。その次の段階となる県教委への報告、連絡調整はこれからの状況ということである。

佐竹委員 被災で就職内定が取り消しになった生徒たちについて、その再就職の数は把握できているのか。

高校教育課長 ご質問の点は、この後の課長報告（2）平成23年3月高等学校卒業者の就職内定状況（4月末現在）において、詳細を御報告申し上げるが、その数字は日々流動化している状況の中、現時点では151名の内定取り消し者を把握しているところである。

佐々木委員 子どもたちは、学校が始まるのをすごく楽しみにしていたことから、本当に頑張って通学していると思う。いまの説明の中で、各学校で色々な調査をするという話があったが、私としては、子どもたちの出席率というか登校率、つまり長い休みの後で、学校に対する気持ちの変化やどのくらいの子供たちが学校に戻ってきているのか気になるところである。

それから、子どもたちの通学形態、どこから通学してきているかということも調査していただきたい。学校は再開されたものの、避難所、親戚の家、仮住まい等からの通学となると、通常の学習状態に戻ることは難しいのではないかと考えることから、その状況を確認したい。

高校教育課長 調査内容に追加して、可能な限り確認したい。

勅使瓦委員 これからのことであるが、学校がようやく始まってきている中で、被災地の小中学校の校庭に仮設住宅を建設している場合が多い。もちろんそのことはやむを得ない部分であるが、子どもたちの体育の授業や校庭遊びなど、外での活動が制限されることとなり、それが最低でも2年間は続くという状況である。その状況を踏まえたある程度の解決策的なものの方向性なり、助言なりについて県教委から対応があってもいいと考えるが如何か。基本的には、市町村の対応の部分であり、色々と難しい部分があるということは重々承知である。

委員長 私見であるが、日本においてスポーツは、基本的に学校を中心にその活動が行われている。小学校、中学校、高等学校、大学に進んでいく中で、その力を持った人が育っていくというような仕組みである。ヨーロッパ等と比較すると、そこが非常に相違している。ヨーロッパでは学校の規模が小さいので、1つの学校で何かのスポーツをまとまって行い、日本のような中学、高校での「総合体育大会」という形にはなりにくい。そのようなことから、地域スポーツクラブといったスタイルの中で、子どもをスポーツに関わらせて育てていく仕組みが発達している。

このような混乱した時期にあっては、その両者をうまく歩み寄らせる。地域にある資源を使いながら、学校あるいは地域スポーツクラブのハイブリッド型のようなスタイルで、子どもたちのスポーツ能力を育てるということも必要ではないかと思っている。

教育長 各学校では、校庭に仮設住宅が建設されたケース、校舎等に大きな被害を受けたため他校に間借り、同居して授業を開始したケース等があり、以前の姿で、正常な学校活動を行うことが難しいというケースは相当数ある。そして、その状態が長期に及ぶという

ことも想定されており、正常化へのステップをどのようにするのかということは、正直に申し上げると、相当に難しいところがあると考えている。

県教委としては、今後、各学校あるいは各市町村教育委員会からの話を十分に聞きながら、必要となる対策・対応を実施していくということであると考えている。その中で、いま委員長から話のあった「スポーツクラブ」という部分についても、今後のあり方の一つとして検討していく必要があると認識するものであり、事実、日本でも最近、地域の「総合型スポーツクラブ」の設立を国として進めてきているということもあることから、この大震災を踏まえて、新たな学校体育のあり方を検討していく必要があるのではないかと考えているところである。

委員長　いまの話に関することであるが、被災地を見てみると、高台の土地に学校があるため、今般の震災では、街の低地に仮設住宅等を建設できないということで、学校の土地が利用されるという実態にある。その結果、学校のグラウンドを学校での体育、スポーツに利用するには、十分なスペースを確保できなくなっている状況である。

その一方で、街の被害が大きかったところは瓦礫がある状況で、平地に人をもう一度住まわせるのは難しいという議論になっている。この平地をどうしようかと考えたときに、一つの案として、スポーツ施設等の敷地に利用し、いざという時には利用者を高台に避難させるルートを確認しておくということも、被災地のスポーツ振興という視点の中で、検討することもありではないかと思っている。是非、一考をお願いしたい。

教育長　震災後の新しい「まちづくり」の中において、スポーツ施設をどうしていくかということも重要な要素であることから、いまの御意見も十分に踏まえて考えていきたい。

(2) 宮城県教育復興懇話会の開催について

(説明者：教育長)

資料は1ページとなる。現在、県では本年9月を目途に、東日本大震災からの復興に向けて、基本的な理念及び緊急かつ重点的に取り組む事柄などを明確にし、本県復興の方向性を示す「宮城県震災復興基本方針」と、その方針に基づく具体的な取組や事業をまとめた「(仮称)宮城県震災復興計画」の策定作業を進めているところである。この県の基本方針等には教育に関する内容も盛り込まれているが、別途、特に教育の分野に焦点を当てて、本県教育の速やかな復興に向けて緊急かつ重点的に取り組むべき事柄などについて、多角的に検討を加えることが必要であると考えているところである。このため、復興に向けて取り組むべき具体的な方向性や教育施策のあり方等について、学識経験者等から幅広い御意見をいただくことを目的として、このたび「宮城県教育復興懇話会」を設けることとした。

この懇話会は、資料の2「懇話会の構成」に記載のとおり、学識経験者など5名による構成を考えており、本年9月を目途に御意見を取りまとめていただく予定としているものである。

なお、懇話会については、来る5月25日に第1回目の会議を開催し、都合4回の開催を予定している。本件については、以上のとおりである。

(質 疑) 質疑なし。

9 専決処分報告

教育功績者表彰について

10 議 事

第1号議案 障害児就学指導審議会委員及び専門委員の人事について

委員長　専決処分報告及び次の議事のうち第1号議案については、非開示情報が含まれている

ことから、その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員異議なし)

この審議等について秘密会とする。

なお、秘密会での審議等は、次回教育委員会の開催日程決定後に行う。

会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)

10 議 事

第2号議案 高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について

(説明者：教育長)

資料は7ページから9ページまでとなる。資料9ページの新旧対照表を御覧願いたい。今回の改正は、東北地方太平洋沖地震発生時に、同地震にかかる災害救助法適用市町村に住所を有する償還者について、奨学資金の償還を平成23年3月から平成24年3月までの間猶予するものである。

なお、改正後の規則は公布日から施行し、平成23年3月11日から適用することとしている。

詳細について、高校教育課長から御説明申し上げる。

(説明者：高校教育課長)

資料9ページの新旧対照表を御覧願いたい。今回の改正は東北地方太平洋沖地震発生時に、同地震にかかる災害救助法適用市町村に住所を有する償還者について、奨学資金の償還を平成23年3月から平成24年3月までの間猶予する附則を加えるものである。

奨学金の償還猶予については償還者の申請により決定されるものであるが、東北地方太平洋沖地震発生時に同地震に係る災害救助法適用市町村に住所を有する償還者については、震災の被害を受けたことによって収入の著しい減少や支出の著しい増大があっても、関係書類の紛失などの理由で早急な申請ができない状況が考えられる。このため、同地震にかかる災害救助法適用市町村に住所を有する償還者については、その全員について償還が困難になったものと認め、償還を猶予することが必要であると考え、今回の改正を行うものである。改正後の規則は交付の日から施行し、平成23年3月11日から適用するものとしている。

なお、償還の申し出のあった者については、償還事務を進めることとしている。

よろしく御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 償還に関しての規則改正について了解である。奨学金の貸与について伺いたい。県の当該奨学金は、学業成績について貸与の条件の一つとしてあったと記憶している。今回、主たる家計支持者の仕事がなくなったり、そもそも家計支持者を亡くしてしまうなどで、この奨学金の貸与がないと学業を継続できない子どもたちが多いのではないかと考えられる。学業成績などの貸与条件を緩和することについて、何らかの検討はされているのか。

高校教育課長 奨学金の貸与については、従前より「家計急変による貸付け」があり、委員御指摘の件については、それを適用することとなる。この場合、家庭の収入が非常に逼迫している状況での貸与申請となることから、学業成績要件は適用しないものである。

勅使瓦委員 「当該地震にかかる災害救助法適用市町村」というのは、県内全域ということであるのか。

高校教育課長 全市町村が適用となる。

勅使瓦委員 「県内全市町村」という表現がこのようになるのか。

教育長 他県の市町村において該当するケースを想定しての表現である。

勅使瓦委員 償還者が他県に居住している場合ということで了解した。
佐々木委員 いまの時点では、「猶予」であって「免除」ではないということになるか。
高校教育課長 今回の議案については、奨学金を償還している者の「返還の猶予」ということであり、
今後も、新たな対応についての検討を行い、教育委員会で報告等をさせていただく。
委員長 （委員全員に諮って）事務局案のとおり可決する。

1.1 課長報告等

(1) 平成23年度宮城県公立高等学校入学選抜の結果について

(説明者：高校教育課長)

資料は1ページから9ページまでとなる。資料の1ページを御覧願いたい。選抜の「1 総括」について、平成23年度の募集定員は、全日制課程で15,460人、定時制課程で1,040人であり、収容定員に対する充足率は、全日制課程で96.9%、昨年度より0.6ポイント減少し、定時制課程では61.8%で10.1ポイント減少したものである。このことは、中学校卒業予定者数が昨年度に比べて784人減少したことが大きく影響しているものと考えている。

2ページを御覧願いたい。2番目に学科別、3番目に地区別の状況を一覧表にしているものである。

次に、3ページの「4 学力検査の結果(5教科受験者数について)」について、まず、全日制各教科の受験者全員の平均点については資料のとおりであるが、数学と英語については問題の一部を選択問題として、基礎・基本を中心とした「選択問題A」と、思考・判断・表現力を重視した「選択問題B」のいずれかを学校が選択して実施しているものである。受験者の5教科総点の平均は、選択問題A・Bを区別せず、県全体で単純平均したものを総点平均として参考記載している。全日制で257.5点、定時制で129.5点となり、昨年と比較すると、全日制は4.4点、定時制では3.1点低くなったものである。

教科により平均点の変化に差が見られるが、各教科とも基礎・基本を問う問題と、思考力を問う問題のバランスを考慮して出題しており、全体としては学力検査として適切な出題内容であったと考えている。今後さらに各教科の結果について分析を進め、あらためて御報告を行いたいと考えている。

「5 学校選択問題の選択状況」については、資料のとおりであり、学校別の選択状況については、4ページ以降の数学と英語の「学校選択問題選択一覧」を御覧いただきたい。

続いて、7ページの補助資料①を御覧願いたい。今春の高校入試は、全県一学区の下で2回目の実施となる。経年変化を見るために、推薦入試と一般入試とを合わせた出願者数について、従来の地区のまとまりで分析を行ったものである。

「1 南部・中部南・中部北・北部・東部地区における地区外出願者数」については、従来の地区を越えた出願者の割合が、昨年度の13.6%から14.2%に0.6ポイント増加しており、全県的に見れば、流動性が若干高まったと言えるものである。このことについては、受験生の選択幅の拡大という全県一学区の趣旨からすると、妥当なものであると考える。

「2 中部南北間の出願状況」について、地区を越えた出願者が多かったのは、中部南から中部北への出願者及び中部北から中部南への出願者であり、これらの出願者で全県の地区間移動全体の58.1%を占めている。全県一学区導入以前の平成21年度入試と比較すると、南から北で2倍、北から南で1.7倍ほどとなり双方向で増加している状況である。昨年度は、男女共学となった仙台一高や仙台三桜高、男女共学の中高一貫教育校に移行した仙台二華高がある中部南地区、特に仙台南地区への出願者数の増加が見られたが、8ページの「4 仙台南北間の出願状況」のとおり、今年度は、昨年度の傾向とは逆に、仙台南地区から仙台北地区への出願者数が増加しているものである。

また、以前から懸念の声が出ていた仙台への一極集中については、「5 仙台市と仙台市以外の地区間の出願状況」のとおり、相対的に仙台市以外から仙台市への出願者数が減少しており、全県一学区導入以前の出願者数に戻っているものである。「仙台市以外の地区から仙台市内の高校への出願率」のとおり、出願率を見

ても、全県一学区導入以前とほぼ同じ割合であり、平成23年度の入試においても、仙台市周辺の地区を除いた南部・北部・東部地区からの仙台市への顕著な出願者の集中はなかったものと考えられるものである。今年度の状況は以上のとおりであるが、来年度以降も継続的かつ慎重に分析を行っていききたい。

次に、9ページの補助資料②について、東日本大震災の被災に対する入試の状況である。1及び2の(2)までは、既に報告済みの事項であり、その後の対応として、入試期間中に震災が発生したことから、中卒者に高校での学習機会を確保するために、2の(3)のとおり仙台一高において通信制課程の特別出願を4月に行い、6名の出願があり全員合格しているものである。これらの生徒も含め、今年度は500名の募集定員に対して、新入生・編入生合わせて321名が入学しているものである。

なお、本日の資料にはないが、入学時点の第1学年の在籍状況について御報告申し上げる。死亡が確認された生徒12名、安否がまだ不明な生徒2名、転出者55名を除き、さらに転入者52名を新たに加えた上で、全ての課程を合わせた数は15,955人となっている。

先ほどの教育長報告にあったが、全学年の転入者については、震災対応として4月20日までに各高校において1回目の転入審査を実施しており、各高校での受け入れ総数は、県内からは87名、県外からは53名となっているものである。各高校においては、7月までは必ず毎月1回ずつの転入審査を実施することとしているものである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

勅使瓦委員 今回の震災による転入等で、1クラス40人を超えたような高校はあるのか。
高校教育課長 学級定員40名で、プラス5名まで受入れ可能と周知してきたものである。最大5名まで、各学科・クラスごとに募集をしてきたことから、その結果として、現在、1クラス40名を超えたところが出てきている。

(2) 平成23年3月高等学校卒業者の就職内定状況(4月末現在)について

(説明者：高校教育課長)

資料の10ページを御覧願いたい。4月末での卒業生20,591名のうち、就職希望者4,677名に対して就職内定者は4,176名で、就職内定率は全体で89.3%となったものである。震災の影響もあり、就職希望者の1割を超える501名が依然として就職未内定者の状況である。3月末現在で100名の内定取消しがあったが、4月末の段階で新たに51名の卒業生が内定取消しとなっている。また、採用繰り下げとなっていた卒業生については、549名から327名に減少している。この減少した222名のほとんどは4月中に入社となっているが、「繰り下げ」から「取消し」へと変更になった者や、繰り下げ期間が延長になった者もいるため、今後の動向について心配をしているところである。

震災以降、内定が取消しとなった卒業生だけでなく、繰り下げとなった卒業生に対しても、「トライアル23」の活用を呼びかけており、5月16日現在で50名の応募があり、41名を配置し、さらに5名が配置先の調整をしている段階にある。内定取消しや繰り下げを受けている卒業生が多い地域では、今後も希望者が増えることが予想されることから、各校には可能な限り複数の受け入れを依頼している。

また、ハローワークには、全国各地からの「震災被災者対応求人」や「被災新卒者等対象求人」の募集があり、5月13日現在での求人数は、596件2,589名。うち県内求人は160件447名となっているものである。内定取消しとなった151名のうち、38名は別の企業に内定となり、67名は就職活動中である。各校には求人情報や支援対策情報を提供するなどして、今後も支援を行っていくものである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐竹委員 これまでは、就職が決まっていない卒業生に対して、6月までのフォローがあったと

ころである。今回は、震災前からそもそも就職が厳しいという前提で、色々な対応を行ってきっていたと思うが、今後、いつぐらいまでの期間を新卒者の就労支援の対応に当てていく考えているのか。

高校教育課長

もともと就職が厳しいというところに、震災が発生した3月以降、4月という状況であった。その時期に、「就職支援推進員」10名を加えて配置することができ、その推進員には非常に努力をしていただいたところである。

5月1日からは「キャリアアドバイザー」による形で、当座、卒業生の就職対応に全力を傾注して進めているところであるが、それも徐々に新3年生の就職対応に切り替えていかなければならないことから、卒業生へのフォローは例年どおり6月いっぱいを考えている。そのため、「卒業後3年間の新卒採用枠」や「震災被災地対応の特別求人」などについて、各学校へは、それらの情報をわかりやすく活用できるように当課から提供をしており、学校支援員やキャリアアドバイザー等も含め、卒業生の早期の就職について努力をしているところである。

佐竹委員

震災で精神的に追い詰められている子どもたちが多く、そこに就職の内定取消し等ということで、ますますつらい状況に置かれている。新3年生への切り替えはもちろんのことではあるが、そういったナーバスになっている子どもたちが、1人でも多く前を向くことのできる支援を、是非お願いしたい。

佐々木委員

今回の内定取消しに関してでもあるが、新3年生の就職というのも、地元企業が震災で深刻な影響を受けており、困難を極めるであろうと思っている。もちろん、私も気持ちとしては、この宮城で仕事をし、この宮城で生活して行ってほしいと思っているが、このような場合でもあることから、例えば一つのボランティアの形として、「新規採用者の枠を宮城県の高卒卒業生にいただきたい。」というような発信を県から全国に向けて行うということもありだと思っている。

今回、私自身、嬉しい驚きであったことが、日本中にボランティア精神を持った人々がこんなに大勢いるということであった。「何かしたい。何かをしてあげたい。」とってくれる人がこんなにもいるということで、すごく感動を覚えたところである。

そこに向けて、「宮城県の若者に仕事を与えてほしい。」「申し訳ないと思うが採用してほしい。」というこちら側からの発信も必要ではないかと考える。若い人たちにしても、このまま地元で、仕事に就けないままでは、日本中に、世界に出て行って活動したほうが新たな道の展望が見えてくるのではないかと思うところである。

高校教育課長

先ほどの求人の中には、宮城県を含めて被災地の就職希望者を対象としたものがあり、そのマッチングについて、各学校と進めているところである。県側からの企業へのアプローチについては、今後十分に検討を行い、考えていきたいところである。

(3) 福島第一原子力発電所事故に伴う校舎・校庭等の利用について

(説明者：スポーツ健康課長)

資料は11ページになる。福島第一原子力発電所事故に伴う校舎・校庭等の利用について、4月19日付けで文部科学省から福島県に対して通知された内容と、宮城県の考え方について御説明申し上げます。

まず、「1. 本県の対応」について、宮城県における空間放射線量率は、福島県に近い仙台市以南の11の地点で実施している環境モニタリング調査結果では、現在のところ健康に影響を与えるレベルにはないものとされている。それぞれの調査地点における空間放射線量率の推移については、12ページのとおりである。

この調査結果においては、今般、文部科学省が福島県に対して校舎・校庭等の使用時間の制限等が必要として暫定的に示した値である、1時間当たり3.8マイクロシーベルトを下回って推移しており、本県にお

いては校舎・校庭等を平常通り利用しても差し支えないものと考えている。

次の2は、文部科学省から福島県に対して通知された文書の要約である。(1)「国の原子力災害対策本部の判断基準」は、空間放射線量が1時間当たり3.8マイクロシーベルト以上の場合、校庭・園庭での屋外活動を1日当たり1時間程度に制限するなどの対応が必要であることに加え、幼稚園や保育所では砂場の利用を控えるという内容になっている。

(2)は、「1時間当たり3.8マイクロシーベルトの根拠について」であり、国の原子力災害対策本部では、学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安を、①にあるとおり国際放射線防護委員会の助言をもとに年間1～20ミリシーベルトとしているものである。②ではこの数字をもとに、1日24時間のうち屋外で活動する時間を8時間、屋内で活動する時間を16時間と当てはめ、さらに木造家屋内においては屋外の放射線量の40%になることを当てはめると、屋外では1時間あたり3.8マイクロシーベルト、屋内では1時間あたり1.52マイクロシーベルトとなるものであり、これらの関係を示した計算式が、②の下の「根拠となる計算」である。

(3)「福島県における学校の対応」については、4月14日に文部科学省が1,600ヶ所で行った調査結果をもとに、①の避難区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に所在する学校等においては、校舎・校庭は使用しないこと。②は1時間あたり3.8マイクロシーベルトを超えたことにより屋外活動が制限されたのは、13の学校及び園の3,500人ということである。

(4)校庭等で測定した値が「1時間あたり3.8マイクロシーベルト以上の場合の生活上の留意点」としては、1つ目が、校庭・園庭等の屋外での活動後には、手や顔を洗い、うがいをする。2つ目として、土や砂を口に入れないようにする。特に乳幼児は、保育所や幼稚園において砂場の利用を控えるなどの注意が必要である。3つ目として、土や砂が口に入った場合には、よくうがいをする。4つ目として、登校・登園時、帰宅時には靴の泥をできるだけ落とす。これらが示されているものである。

本県でも保護者等の方々から不安の声が寄せられているが、国が福島県に示した数字や宮城県が行っている環境モニタリング調査結果から、本県においては、校舎・校庭等を平常通り利用しても差し支えないものと考え、その旨回答しているところである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

勅使瓦委員

2点伺いたい。年間20ミリシーベルトという基準は妥当であるのかどうか疑問がつきまわってしまうということである。宮城県としては、この数値に遠いという状況とはいえ、その数値をめぐって、国の原子力行政に携わっていた研究者が内閣の仕事に辞任する状況を見ていると、本当のところは何であるのかという疑問が生じる。

もう1点は、仙南地方の市町では、毎日、放射線量を測定しているが、その数値が、測定場所によって、実際の数値が発表されている数値の10倍以上のケースがあるということである。文部科学省の調査は、校庭などの場所が開けたところで測定しているが、学校の裏山、傾斜地等で測定すると、数値が5倍、10倍になっているという話をよく聞く。その点について、果たしてどの数値を基準とすればよいのか、わかる範囲で構わないので伺いたい。

スポーツ健康課長

まず、数値的な基準については、国から示されるものが唯一であり、その測定数値も含め、原子力防災行政として示される、発表される数値が正確であるという前提で、対応を行うということになる。本県としては、仙台から仙南にかけての11ヶ所で実施しているモニタリング調査の結果から、国が定める基準を大きく下回っているということから、校庭や園庭を通常使用して支障はないという考えである。

2点目について、放射線量の測定値が、ロケーションで違うのではないかということについては、そのとおりであると考え。放射性物質は風に乗って移動することから、

風向きなどの気象条件、時間帯が朝か昼か夜であるということなど、色々な要素が、測定数値に影響を与えてくると考える。しかしながら、それらの条件を逐一、自力で管理することはできないことから、国や県の担当部局等が発表する数値を拠り所にしていくしかないと考えているものである。

勅使瓦委員 追加でもう1点伺いたい。調査の数値は雨を考慮していないと思われる。この場合、よく雨に当たるのは良くないと聞かすが、文部科学省からの通知等には、晴天や雨天の区分はあるのか。

スポーツ健康課長 雨が降れば、空気中の放射性物質は雨に取り込まれて、落下してくる。原子力防災一般論として、まず雨には当たらないようにする、ひさしのついた帽子を被り、できるだけ肌を露出させないという指導があることから、これに注意し日常生活を送ることが望ましいところである。

勅使瓦委員 県で、県内の各学校、市町村教育委員会等に対して、雨の日の注意点について何らかの指導はしていないのか。

スポーツ健康課長 文書等による通知で指導は行っていないが、国から福島県に通知された先ほどの4項目が含まれている文書については、県内の各市町村教育委員会あてに情報提供として通知し、注意喚起を行っている。また、それらの情報は、マスコミも積極的に報道していることから、必要な情報へはアクセスができるものと考えている。

佐々木委員 明日、東京で日本医師会環境保健委員会に出席するものであるが、その会議で、放射線と健康の具体的な問題について、報告や意見交換が行われることから、この教育委員会の場で有益と思われる情報があれば、次回の定例会で報告させていただきたいと思う。

それから、「1時間当たり3.8マイクロシーベルトを超えた場合の生活上の留意点」についてであるが、ここにあるのは何も特別なことではない。日常の基本的な生活習慣の一つとして、宮城の子どもたちに行ってもらって構わないものではないだろうか。校庭の使用制限ともなれば話は別だが、遊んだら手を洗う、うがいをする、ほこりや泥を払うということなどは、みんなが神経質になってするということではなく、ごく当たり前のことと考えられるものである。

スポーツ健康課長 佐々木委員御指摘のとおりと考える。ただし、行政による通知等での注意喚起までは必要ないのではないかと考えている。行政による通知は、危険レベルの周知、注意喚起という部分で必要があるが、これは、あくまでも自主的に行っていただく範囲内ではないかと思われる。

佐々木委員 ただ、一般の方たちは、今回とても神経質になっている。例えば、「水道の水は、飲んでも大丈夫なのか。」というくらいに心配しているのは事実である。「いままでと変わらずに生活をしていけば、いまのところは安全である。」ということ、行政として情報提供することも必要ではないかと考える。そうすることで、一般の方は安心すると思うことから、「いままでと同じであるから、特に発信しない。」ということは、どうであろうかと考える。色々な情報が出回っており、それこそ転居までしている人たちがいることから、その不安を解消させてあげる取組みも重要ではないかと思うところである。

佐竹委員 いまの話に加えて、私の近所においても、子どもが「おねしょ」をしても布団を干さない人たちが増えてきている。それだけ神経質になっている状況である。また、先ほど出たが、空間の放射線量率は、雨が降ると減少していく、つまり地面に落ちてくるといことで、「それが蓄積されたら校庭は危険なのではないか？」という母親たちもいる。私自身、その部分の相関関係は全くわからないが、「3.8マイクロシーベルト」

という数値にはほど遠い状況であるということから、「安心」と思うようにしている状況であることから、そこにある不安を払拭してあげるといことは、大切なことであるとする。実は、この放射線に関して、宮城県の情報提供は、あまり多くないような気がしている。風評被害になって不安を煽ってしまうことになるのが、一番心配する部分であることから、その不安を取り除く情報発信を、定期でも随時でも構わないのでお願いしたいところである。どうであろうか。

スポーツ健康課長

まず、佐々木委員御指摘の平常どおりの生活で支障はないということについては、原子力発電所は、幾重にもなる防御システムがあることから、放射性物質の漏洩はあり得ないという意識が先行してしまっていたため、それに対する反応が過剰になってしまったということもあるのではないかと考えられる。これを契機として、特に子どもたちに対して、教えていくということは大切なことであるとする。

それから、空間の放射線が、降雨により地面に濃縮されるのかという部分については、1986年のチェルノブイリでの原発事故からその研究を行っている記録が発表されており、本県の原子力担当セクションに、その相関関係について確認をしてきている。それによると、そこには相関関係があるというものであり、空間放射線量率が大きければ地上にも濃縮してくる。そして、半減期の短い放射性ヨウ素131は、その半減期のおおりに、地上に落下しても放射線量はどんどん少なくなっていくという結果が出ている。つまり、汚染度の指標である空間放射線量率が低いということは、地面へ落下する放射線量も心配しなくてよいということであるとする。

教 育 長

資料にある県内のモニタリング調査結果の一覧のおおりに、本県では3月16日、17日にかかなり高い数値が出てきたものの、そのあとは一貫して減少傾向にあり、4月17日、18日ぐらいからは低いレベルで横ばいの状況である。この傾向が続く限り、本県においては、放射性物質に関して、特段の心配をする状況にはないと考えて間違いではないと思っている。

県教委に問い合わせがあれば、その旨を説明することとし、殊更に、行政として積極的な情報発信をすることは、逆に不安を醸成しかねないという懸念から、そのような対応を取ってきたところである。しかしながら、御指摘のように、伝えるところは伝えるということも確かにそのとおりであるとする。ことから、例えば、よりわかりやすい形で県教委のホームページに掲載し情報発信をすることについて検討したい。

佐 竹 委 員

不安の払拭は重要であることから、そのような情報発信の形、調べれば誰でもすぐわかるシステムに置いておくことが、行政として親切ではないかと感じたところである。

委 員 長

事態が収束していないことから、いまの時点ではこうであるということと、もしも何かあった場合についても視野に入れる必要を感じる。

私自身、「お上」が発表することは、「いいことだけを言っているのではないか？」と勘繰るところがあるし、WEB上の色々な意見にはそのような風潮がある。そういう意味では、そのような人たちが、地元の専門家に質問をして答えてもらうというような機会も必要になってくるのではないかと考えているものである。

これまで、NPO活動で子どもの遊び場を行ってきたが、この事態に全国的に外遊びをしないほうがいいのではないかと声が出てきており、そうでなくても外に出る機会が少ない子どもが、ますます少なくなるということを心配している。

明らかに「危険」であるというなら別だが、そうではないのであれば、「外で思う存分子どもを遊ばせよう。」と声かけをしているが、懸念の声の前にはなかなか難しい。そういうことから、適切な説明を聞くことのできる仕組み、質問をすれば専門家が答えて

くれるものを、ゆくゆく考えていかなければならないと考えるところである。

スポーツ健康課長

委員長のお話のとおり専門家の責任というのは、まず正しく知らせるということだと思ふところであるが、残念なことには、メディアの中で「反対」と「賛成」の持論のぶつけ合いを行っている現状である。この緊急時にそのような議論の暇はないのではないかと思いたくもなるところである。

その中では、安全のしきい値という議論もあるところであるが、私たちとしては、まず、自然界から年間2,400マイクロシーベルトの放射線を被爆しているということをも正しく理解するところからスタートしなければならないと考える。防犯、防災、交通安全、学校安全に関するテリトリーの中において、この放射線についての理解の教育を進めていきたいと考えている。

12 その他

佐竹委員

確認である。学校給食は順調に進んでいるのか。

スポーツ健康課長

給食は、77%ぐらいが簡易給食でスタートしているところである。夏休み後には、完全給食の部分が充実してくると考えている。その理由としては、施設管理者のほとんどが、夏休み中に、施設の改修を予定しているということにある。現状においては、牛乳、パン、そして何かの1品という形で乗り越えざるを得ないと考えている。

13 次回教育委員会の開催日程について

委員長

次回の定例会は、平成23年6月27日（月）午後1時30分から開会する。

14 閉会 午後3時24分

平成23年6月27日

署名委員

署名委員